



うまさすぎる話にはご用心

悪質商法!

悪質商法とは…

うまい言葉でわたしたちに近づいて高額な商品やサービスを売りつける販売方法のこと

- (例)◇売っている商品についてウソをつく
- ◇お金だけ払わせて商品を渡さない

身を守るための3か条

- 1 だます手口やパターンを知る
- 2 トラブルに巻き込まれないようにする
- 3 「何かおかしい」と感じとれる感覚を身につける

なるほど!



『契約』について確認しましょう。

承諾 → 意思の合致 ← 申込み



契約とは、商品やサービスを買ったり、売ったりする時の法律上の約束のことで、「買いたい (消費者)」と「売りたい (事業者)」の間で**お互いの意思が合致**したときに成立します。

なお、一度契約が成立すると、原則として一方的にやめることはできません*。

*ただし、親権者の同意を得ないで未成年者 (満 20 歳未満) が契約した場合は契約の取消しができる場合があります。



こんなことも契約です!

DVDを借りる

こんなことも契約です!

映画を見る

こんなことも契約です!

電車・バスに乗る

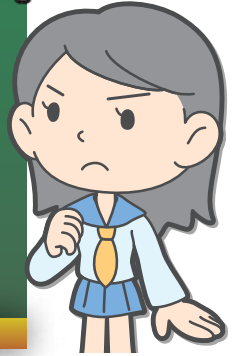
若者が
ねらわれる

悪質商法の手口



悪質商法にだまされないために

- ✓ 身元の分からない人との取引は、相手の連絡先や評判を確認してから
- ✓ 高額な契約は即判断しない。家族に相談してから
- ✓ 断るときは、はっきり、きっぱりと
- ✓ 個人情報気軽に教えない
- ✓ 身に覚えのない料金請求は無視する
- ✓ 世の中においしい話はないと疑う



ゲームサイト・懸賞サイト・占いサイトには、危険がひそんでいることも多いので注意しましょう。なお、「支払わないと裁判になる」、「身辺調査をする」と掲載されていたり、本日中に支払えとカウントダウンが始まるなどして、被害者を不安にさせる手口も報告されています。

◆ワンクリック詐欺

アダルトサイトにアクセスし、年齢確認に答えたら、「登録完了画面」になってしまい、会費99,000円を請求された。



お金を絶対に振り込んではいけません。あわてて業者に連絡するのもやめましょう。氏名や電話番号が相手に知られてしまいます。無視してそのサイトをすぐ閉じて、そのサイトに行くのはやめましょう。

どうしたらいいの？

◆キャッチセールス(モデル商法など)

～町を歩いている人に声をかけ、店舗や事務所に連れて行って商品・サービスの販売を行う手口

「お肌に関する簡単なアンケートに教えてください」と路上で声をかけられ、無料で肌をチェックしてくれるというのでお店に行き、検査した後「このままでは大変なことになる、今から手入れしないと老化がますます進む」と言われ、化粧品と美容器具の契約をしてしまった。



どうしたらいいの？

「無料」などの甘い誘い文句を安易に信じないようにしましょう。また、路上で話しかけられても、立ち止まらないのが一番!近づいてきても相手にしないことです。



モデル契約などから児童ポルノを撮られるという被害事例もあります。子どもだけで、知らない大人の人について行くことは大変危険な行動です。その場で即答せず、家族に相談するようにしましょう。



うっかり呼び出しに乗り、出ていってしまうと、数人がかりのしつこい勧誘を受け、断りきれなくなり、無理やり高額な商品を買わされてしまいます。

知らない人の話は聞かない!



◆アポイントメントセールス

~「いい話がある」などと販売目的を隠して、営業所や展示場へ呼び出し、高額商品を契約させる手口

SNS※で知り合った人と仲良くなって、商品券がもらえるからと展示会に誘われて行った。ラッキーと思って出向くと、怖い男性が出てきて英会話教材をローン契約で買わされた。

※SNS(ソーシャルネットワークサービス) インターネット上で、日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人々との交流を目的としたサービス

身元のわからない人が指定するあやしい場所には行かないこと。また、必要のないものは、あいまいな返事をしないでキッパリ断り、その場では絶対に契約しないことです。

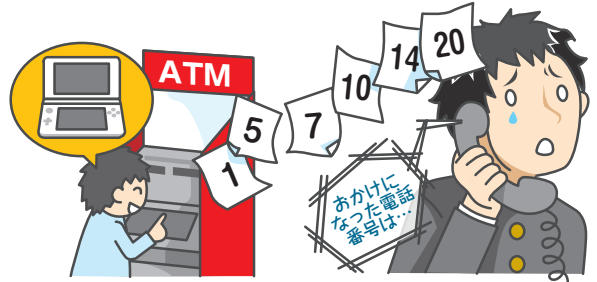


どうしたらいいの?

◆ネット通販トラブル

ゲームを通常より安く販売しているサイトの情報を友達から聞き、インターネットで検索した。おこづかいで買える金額だったのでゲームを購入し、指定された口座に代金を振り込んだが、いくら待っても商品が届かない。連絡先の電話もメールもつながらない。

購入前に、お店やネットオークションの連絡先や評判を事前に収集し、信頼できるサイトか確認しましょう。また、返品が可能かも確認しましょう。



市場価格よりも安かったり、手に入りにくい商品が掲載されている場合は注意が必要です。はじめから商品がないのに画像だけを掲載し、お金を振り込ませた後、連絡が途絶える場合があります。おこづかいで買えるものでも、家の人に相談するなど、見えない相手との取引はより慎重に行いましょう。

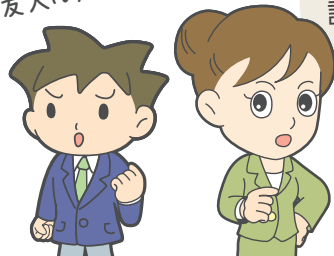


どうしたらいいの?



友人・知人からの紹介で広がり、高額なお金を払って組織に入ったものの、実際はうまくいわずに多額の借金を背負ったり、友人までも失うことがあります。

友人は大切!



◆マルチ商法

~加入者が新たに知人を加入させるともうかるといわれ、商品等の契約をさせられる手口

先輩に「簡単にもうかるいい話がある」と誘われて、販売組織の説明会に参加した。そこで「商品を買って会員を増やすだけで、マージンがもらえる」と簡単に利益を得られるかのようにしつこく勧誘を受け契約した。その後、友だちを誘ってみたが、だれにも入会してもらえない。

「必ずもうかる」など現実にはあり得ないので信じず、友達だとしても呼び出しには応じないようにしましょう。

どうしたらいいの?



強力な消費者保護

～早めなら使える **切り札**「クーリング・オフ制度」



十分に検討しないで契約してしまった場合は、**一定期間内**であれば、一方的に契約をやめることができると法律で定めています。それがクーリング・オフ制度です。消費者は契約をやめるという内容の**書面**(図1)を**発送**した時点で、消費者に一切の負担がなく契約を白紙の状態に戻すことができます。ただし、**通信販売**などには適用がなく、①～⑥の取引にしか使いません。

クーリング・オフ通知(ハガキ)の書き方例(図1)

契約解除通知書

契約年月日 平成○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社名 株式会社○○○
 (担当者) ○○○○様

上記日付の契約は解除します。
 支払い済みの○○○円を返金し、
 商品を引き取ってください。

平成○年○月○日
 契約者
 (住所) 中央区○○○丁目○番○号
 (氏名) ○○○○

郵便はがき

□□□□□□

事業者住所
 事業者名
 代表者 様

クーリング・オフの方法

必要事項をはがきを書いて両面コピーをとって保管します。
はがきは郵便局の窓口から「簡易書留」か「特定記録郵便」で出します。
支払ったお金は全額返金されます。商品引取り料金は業者負担です。

クーリング・オフできる主な販売方法と期間

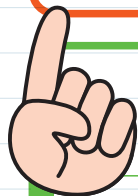
取引内容	適用対象	期間
①訪問販売	自宅への訪問など店舗外での販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス、SF(催眠)商法では店舗契約を含む)	8日間
②電話勧誘販売	電話で勧誘して契約させる販売	
③特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス	
④訪問購入	自宅など店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約(本、DVD、ゲームソフトなどは対象外となる)	20日間
⑤連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	
⑥業務提供誘引販売	いわゆる内職商法、モニター商法	

※期間の起算日は契約書面を受け取った日とする

クーリング・オフできないものもあります!

注意!

- ✓ 化粧品や健康食品などの使用または消費してしまった消耗品
- ✓ 3,000円未満の現金取引
- ✓ 通信販売 など



未成年者の保護

未成年者は、契約など法律行為をする能力が不十分なので、**親の同意を得ないで**契約をした場合は契約の取消しができます。ただし、**お小遣いの範囲の契約**や**成年者とウソをついた場合**、**結婚している場合**などは取消しができません。



「こまった」「どうしよう」「こわい」と感じる事があつたら、一人で悩まずにすぐに家の人や消費生活センターに相談してください。早い段階で相談すれば、それだけ解決も早くなります。

相談専用ダイヤル

祝日・年末年始を除く月～金曜日 9時～16時
03(3543)0084 / 03(3546)5727